

平成30年7月11日

保護者各位

福岡工業大学附属城東高等学校
事務室

平成30年7月豪雨による被災生徒への授業料軽減補助金の適用について

平素は本校の教育活動にご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

福岡県より「この度発生した平成30年7月豪雨により被災した生徒に対する緊急措置として、福岡県私立高等学校等授業料軽減補助金の支給対象とする」との通知がありました。

つきましては、事前に該当者（見込みを含む）を福岡県へ取り急ぎ報告する必要があるため、下記の対象者に該当する場合は、平成30年7月12日（木）17：00までに、事務室へご一報くださいますようお願いいたします。

記

1. 対象者

平成30年7月豪雨により、次のいずれかに該当する生徒とする。

- ① 自宅が全壊又は半壊の世帯の生徒。
- ② 農地・店舗等の損壊、長期避難等により自営業の継続が困難になる等の理由で、世帯の収入額が一定の基準（※1）を下回ることとなる世帯の生徒。

※1 市町村発行の課税証明書記載の課税証明書記載の課税標準額から、被害額を差し引いた額が0円以下となる場合。

2. 連絡先

福岡工業大学附属城東高等学校 事務室（092-606-0724）

※ 電話は8：30～17：00の間にお問い合わせいたします。

以上